

府民に寄り添った地域活動緊急支援事業

京都府では、NPOやボランティアグループ等の民間団体が、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮する京都府内の世帯に対し、年末年始における支援物資（食料品及び生活必需品）を無償で提供する活動について、以下のとおり支援します。

交付対象者

地域団体（ボランティアグループ、NPO、自治会、社会福祉協議会等）

※特定の政治、宗教、思想等の普及を目的とした団体、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体、暴力団の統制下にある団体や暴力団員を構成員に含む団体は対象外となります。

交付率

10/10（上限額30万円・下限額1万円）

対象事業

令和3年12月25日(土)～令和4年1月7日(金)の間、京都府内において生活困窮世帯へ年末年始の支援物資（食料品や生活必需品）を無償で提供する活動

※年末年始の期間の目安：令和3年12月30日～令和4年1月3日

※支援物資の数量、金額の上限：1人当たり5日分まで、かつ合計1万円まで

※支援物資の購入等の事前準備：12月3日から対象

＜対象事業の例＞

- ・NPO等が活動拠点や公的施設等において、生活に困窮されている世帯へ無償で食料品や生活必需品を提供
- ・NPO等が生活に困窮されている世帯へ無償で食料品や生活必需品を配送

＜対象経費の例＞

- ・支援物資の購入費（お米、レトルト食品、水、トイレトペーパーなど）及び支援物資の配送料
- ・会場代（支援物資配布会場として使用する場合）
- ・支援物資の提供に係る事業協力者への謝金及び旅費
- ・告知用チラシ制作費、段ボール・ガムテープ等の梱包資材、マスクなどの消耗品

募集期間

令和3年12月3日(金)～12月22日(水) 必着

※申請事業に関する情報は、京都府HP等で公表を予定しています（12/24頃）

申請方法

所定の申請様式により、郵送又は持参により提出してください。

事業実施地域	提出先
京都市・乙訓地域	企画参事(中部担当・府民協働担当)付 宛
上記以外	事業を実施する地域の広域振興局 宛

要領、申請様式は京都府HPからダウンロードをお願いします。

(<https://www.pref.kyoto.jp/chiikikokyo/corona.html>)



京都府HP

問合せ先

詳細は、下記の問合せ先までご連絡ください。

京都府 政策企画部 企画参事(中部担当・府民協働担当)付	電話 075-414-4452	FAX 075-414-4230
山城広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課	電話 0774-21-2049	FAX 0774-22-8865
南丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課	電話 0771-24-8430	FAX 0771-24-4683
中丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課	電話 0773-62-2031	FAX 0773-63-8495
丹後広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課	電話 0772-62-4300	FAX 0772-62-5894

府民に寄り添った地域活動緊急支援事業Q & A

Q 1 : この事業の交付対象は？

京都府内に事務局を置く地域団体（ボランティアグループ、NPO、自治会、PTA、社会福祉協議会等）を対象としますが、京都府内で活動を行う場合に限り、京都府外に事務所を置く地域団体も対象とします。なお、個人、企業は対象外です。

Q 2 : 生活困窮者に定義・基準はあるのか。

新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、生活に困窮している以下のような府内の世帯を想定しています。

- ・コロナ禍による失職、リストラにより収入が減少し、生活が困難になった世帯（単身世帯含む）
- ・コロナ禍の影響で仕事がなくなったり、仕事が大幅に減少したため、生活が困難になった日雇労働者や期間従業員のような方
- ・コロナ禍により就職の内定が取り消され、生活が困難な中、就職活動中の新卒者
- ・コロナ禍によりアルバイトの回数が減り、生活に困窮している若年者

しかしながら、様々な事情の方がおられるため一律に基準を設けるのではなく、日頃の活動を通じて把握している実情等を踏まえ、柔軟に幅広い対応をお願いします。

なお支援物資の提供に際しては、可能な範囲で生活困窮の状況について聞き取り等を行っていただくことをお願いします。事業実施の状況を京都府職員が現地確認する場合がありますので、ご承知おきください。

Q 3 : 対象事業の具体例は？

- ・住民の生活相談などを行うNPOが、活動拠点等を窓口として、日頃の活動を通して把握した方の他、広く地域の生活困窮世帯に対して食料品や生活必需品（以下、「支援物資」という。）を無償で配布する活動
- ・フードバンクを実施する団体が、生活必需品も合わせて調達し、生活困窮世帯に無償で配送する活動
- ・社会福祉協議会が、地域の情報に基づき、生活困窮者世帯に支援物資を無償で配送する活動 等を想定しています。

Q 4 : 食品を配布する事業全般が対象になるのか。

本事業は、新型コロナウイルスの影響を受け、生活に困っている府民が年末年始の間、過ごせるためのまとまった食料品や生活必需品を緊急的に提供する事業への支援を想定しており、感染症対策や衛生面も考慮すると、その場で調理した1食分の食事をその場で食べて貰う炊き出しや餅つき、毎年慣例的に実施される年末年始のふるまい（年越しそばや甘酒の配布など）は本事業では対象外とします。

ただし、食品安全管理基準を満たしている配食サービス事業所等が、生活に困っている府内の世帯に食事を配達する場合は、衛生面等の問題をクリアしているため対象とします。

Q 5 : 提供する食品について、具体的にどのようなものが対象か。

日常的に消費する食品が対象であり、酒類・タバコなどの嗜好品や、おせち料理などの過度に高価な贅沢品は対象外です。また、年末年始の物資（最大5日分）をまとめて提供することを想定しているため、一定の期間保存可能な食品が望ましいです。

例：米、レトルト食品、缶詰、パスタ、インスタントラーメン、飲料水、ビスケットなどのお菓子、比較的に持ちがする種類のパンや果物 等

Q 6 : 生活必需品について、具体的にどのようなものが対象か。

生活を送る上で必要な生活用品（マスク、洗剤、トイレットペーパー、生理用品、カイロ等）を想定しています。なお、毛布や衣類（下着、肌着等）の提供についても、生活用品の範疇に収まるような範囲であれば対象とします。

Q 7 : 支援物品として、申請団体又は団体構成員が製造したものを購入することは可能か。

市販品であれば購入可能です。ただし、市場価格と比較して著しく高額なものは対象外となります。

Q 8 : 団体内部のスタッフの人件費は対象か。

実際の提供業務に携わるスタッフであれば、事業協力者に対する謝金として計上が可能です。（1日当たり10,000円、1時間当たり1,000円を上限。1日当たり複数人計上可）

提供業務の内容としては、配送に係る自動車等の運転作業、配布の受付、連絡調整、配布物資の梱包作業等を想定しています。

Q 9 : 提供時に使用する暖房器具や冷蔵庫の購入は対象となるか。

支援物資以外の物品購入経費については、金額に関わらず消耗品を除き対象外です。

ただし、配布期間中に使用するために、テント・テーブル・椅子・保冷庫・暖房器具をレンタルする場合は、対象となります。

Q10 : 提供の回数に制限はあるか。また、提供する量の考え方はどうか。

趣旨と公平性を鑑み、原則として期間中、1世帯当たり1回迄の提供とします。

ただし、配食サービスなど、複数回の提供を前提とする場合はその限りではありません。

なお、世帯構成人数に応じて支援物資の数量の調節は可能です。（1人当たり上限1万円）

Q11：子ども食堂で従来からひとり親家庭に行っている物資支援も対象となるのか。

子ども食堂を運営されている団体が、「府民に寄り添った地域活動緊急支援事業」を実施いただくことも想定していますが、本事業は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた府民の年末年始の生活不安を解消することを目的としていることから、通常、支援対象とされている世帯（ひとり親家庭など）以外の、生活に困窮されている世帯に対しても事業趣旨に照らし、幅広い支援をお願いします。

Q12：外国人は支援物資提供の対象となるか。

本事業は、京都府内において、生活に困窮する世帯に対し支援物資を提供する活動を支援するものであり、外国籍であっても府内在住の方であれば対象となります。

Q13：交付金の他のプログラムに申請している場合、申請は可能か。

申請可能です。

Q14：交付金以外の補助制度との併用は可能か。

国や府の、他の補助制度や委託事業等の対象となる事業は対象外です。民間の助成制度や市町村との併用は可能ですが、他制度において併用を禁じている場合はこの限りではありません。